

- ・松山観光港ターミナル(株)は、旧ターミナルビルが築後 30 余年を経過し、老朽化と狭隘化が進んだことにより、建替えが必要となったことから、県、松山市、船会社等の出資により、新たなターミナルビルの運営等を行う株式会社として平成 10 年に設立された。
- ・松山観光港は、関西・中国・九州方面など 5 航路 33 便が就航（18 年 11 月現在）し、利用客数が県下最大（17 年 127 万人）の県管理重要港湾（松山港、東予港、宇和島港、三島川之江港の 4 港のみ）であり、愛媛を代表する海の玄関であることから、官民一体となってターミナルビル等を整備したものである。（待合室、乗船通路など公共施設部分は県で、店舗、事務所など収益的施設は当法人で整備）
- ・ターミナルビルは、県と当法人の共有施設であり、管理運営に当たっては、県有部分も含め当法人が一体的に行うことが効率的・効果的であることから、県有部分についても当法人が受託してきたが、平成 18 年度から、県の公の施設に指定管理者制度が導入されることとなり、その結果によっては、大きく経営環境が変動することが予想されていたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価（1 次評価）当法人へのヒアリング等を踏まえた 2 次評価は次の通りである。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

### (1) 組織体制の見直し

- ・開設以来、効率的な組織運営に努めて、職員 3 人体制により業務を行っており、今後も最小限の人数である 3 名体制を維持していくこととしている。
- ・役員数は 12 名で、うち 2 名が常勤。代表取締役社長は、地元民間会社の代表者が就任しており、県土木部長が取締役に就任しているほか、出資関係者が役員に就任している。

### (2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、松山港ターミナルビルを県と共有するとともに、立体駐車場を所有しており、ビル内テナントへの建物賃貸、駐車場賃貸、県所有施設の管理運営受託などの業務を行っている。
- ・開業翌年度の 13 年度から単年度黒字であり、14 年度には累積欠損金を解消以来、単年度収支も増加傾向（17 年度当期純利益 9,477 千円：前期比 41.0%増益）にあり、長期借入金の返済を行った上で利益処分（17 年度末処分利益 23,958 千円全額次期繰越）を行うなど安定した経営を行っている。
- ・また、ターミナルビルは、民間事業者を活用して社会基盤施設の整備を行う「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）」に基づき建設したもので、政策投資銀行からの無利子融資など 3 億 1 千万円の借入れを行ったが、17 年度末残高が 1 億 9,800 万円と順調に返済を行っており、平成 27 年度には全額返済する予定となっている。
- ・主な収入は、駐車場の収入（構成比 41%）、売店、事務所などビルの賃貸収入（26%）、県有施設部分の管理受託収入（19%）であり、乗降客数の動向に依存するものが大きい。松山観光港の船舶乗降客数は、開業以来年間 140 万人程度で推移していたが、15 年からは船便の減便や瀬戸大橋の通行料割引等の影響により減少傾向（17 年 127 万人）にある。

このため、職員数を開業以来 3 名に抑えるとともに、18 年度から県所有部分についての指定管理者の指定を受け、維持管理費等の契約方法の見直しなど一層の経費削減に取り組むほか、テナント会社による結婚披露宴事業への協力などにより収益確保に取組み、安定した経営を行っていることは評価できる。

- ・しかし、今後も、船舶乗降客数の大幅な増は見込めず、売店や駐車場の収入等の増加は楽観できる状況にはなく、ターミナルビルの修繕等、設備投資も必要となることから、財政基盤の充実・強化に努めていく必要がある。
- ・短期的な経営改善策としては、利用者の利便性を勘案する必要はあるが、駐車場料金の改定なども検討することも必要ではないかと考える。中長期的には、船や港にちなんだイベントの実施などにより船の利用に関心を持っていただき、船舶利用者の増加を図ることも必要な取組みであり、短期的な収支の悪化要因となるが、継続した取組みを行う必要がある。

### (3) 役員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は 12 名で、現状を維持する計画。職員数は正規職員 3 名でプロパー職員 2 名と民間からの出向職員 1 名で業務を行っている。
- ・給与は県職員に準じたものであるが、一次評価にあるとおり、当法人の経営状況等に応じ、必要があれば見直しを検討していただきたい。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

### (1) 財政的関与の見直し

- ・観光港ターミナルビルは、県と当法人の共有施設であり、管理運営に当たっては、県有部分も含め当法人が一体的に行うことが効率的・効果的であることから、県有部分についても当法人が受託し、委託料の削減に努めてきたところである。
- ・18年度からは、県有部分について指定管理者となったことから、創意工夫を活かして、より一層の経費節減を図り、利用者のサービス向上に努めていただきたい。

### (2) 人的関与の見直し

- ・県職員の派遣、兼務はない。
- ・役員では、非常勤取締役役に土木部長、専務取締役役に県OBが就任しているが、利用者・関係業界、国土交通省・船会社等の調整を図る上で、行政経験を活かして、当法人の経営に参画する必要があることから、認められる。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・会社法に基づく貸借対照表・損益計算書について、当法人のホームページで公開しており、平成18年度からは情報公開規定を制定し、情報公開制度を導入しており、取組みは順調である。

## 4 総合的評価

### 【法人】

- ・船舶利用者に対するサービスの向上を図りつつ、ターミナルビルの維持管理費等コストの節減と、テナントの事業への協力等施設を活用した収益確保に努め、将来の修繕等設備投資も視野に入れた財政基盤の強化に努めること。

### 【所管課】

- ・ターミナルビルは県と当法人の共有施設であり、当法人が指定管理者に指定されたことを踏まえ、利用者のサービス向上、効率的な運営に向け、当法人と連携・協力しながら取組むこと。